

淡路広域水道企業団公用車ドライブレコーダー管理運用規程

平成30年10月17日

管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るため淡路広域水道企業団(以下「企業団」という。)が公用車に設置するドライブレコーダーの管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 企業団が所有する車両(リース契約により企業団が使用するものを含む。)をいう。
- (2) ドライブレコーダー 車両に設置し、車両前方等の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声をいう。
- (4) 電子記録媒体 データを電磁的方法により記録するハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(統括管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダー及びデータを適正に管理運用するため、統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者(第5条において「統括管理責任者等」という。)を置く。

- 2 統括管理責任者は、事務局長をもって充て、ドライブレコーダー及びデータの管理運用を統括管理する。
- 3 管理責任者は、総務課長をもって充て、ドライブレコーダー及びデータの管理運用を行う。
- 4 操作取扱者は、総務課管財係をもって充て、管理責任者の指示によりドライブレコーダーの操作及びデータの解析を行う。

(ドライブレコーダーの設置)

第4条 公用車にドライブレコーダーを設置するときは、当該車両の側面又は背面に、ドライブレコーダーが設置されている旨を表示するものとする。

- 2 ドライブレコーダーは、公用車の運転中常時作動させるものとする。

(データの取扱い等)

第5条 データは、電子記録媒体以外に保存してはならない。

- 2 データは、加工してはならない。

- 3 データは、プライバシーに配慮し、みだりに複写してはならない。
- 4 データは、統括管理責任者の許可なく持ち出してはならない。
- 5 データを記録した電子記録媒体は、パスワードを設定する等データの漏えい、改ざん及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 6 データの取扱いに係る操作は、統括管理責任者等に限り、これを行うことができる。
(データの利用)

第6条 データは、内部利用に限定し、企業団職員の交通事故及び道路交通法上のトラブルの確認、分析及び原因究明の目的でのみ利用するものとする。その他の目的に利用してはならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。